HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Ｈ・Ｊ・ラスキにおける自由（一）
Author(s)	富田, 容甫; TOMITA, Y
Citation	北海道大學 法學會論集, 3, 1-36
Issue Date	1953-12-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/17044
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p1-36.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

H・J・ラスキにおける自由（一）

富田容甫

一、序　言
二、ラスキの自由主義の基本的構造
（1）自由の概念
（2）國家權力と自由
三、階級國家觀への移行と自由の問題
（1）階級國家と自由の問題（以上本號）
（2）社會主義社會と自由（以下次號）
四、ラスキの自由主義の歴史的性格

一　序　言

自由主義の根本的要請は、個人の自律・個人人格の獨立であり、この要請の實現は個人意思の現實化における外的拘束の排除によつて可能とされる。したがつて、自由主義は本來的にアナーキーへの傾向を内包すると言うことができよう。他方に於て、個人が社會生活において、他の個人との共存生活において在る限り、一定の規範による個人行爲に對

する繼續的拘束は必然的でなければならず、かかる拘束の集中的表現は、政治的權力關係において見出される。この意味において、政治的權力關係は何らかの意味何らかの仕方における個人自由の制限乃至否定を含んでゐると言はなければならない。けれどもこのことは、直ちに、國家權力と個人自由との絕對的對立關係を意味するものではない。兩者が對立關係に立つか否かは、個人と國家權力との關係の仕方如何によつて決せられることがらであり、所謂政治的自由の概念は、かかる個人と國家權力との關係を場として成立する。ここに指摘された權力的支配と個人自由との矛盾對立關係は、謂はば、抽象的觀念的に提出せられたものであり、歷史的存在としての自由主義は、權力的支配と個人自由とをその政治原理を以て架橋することによつて近代社會の指導原理たりえたのである。個人的自由が現實化されうるのは、それが單なる要請たるに留らず、その要請に對應する政治的構成原理を發見しうる限りにおいてのみであり、現代において個人自由の危機が言はれるのは、かつて個人自由と權力とを架橋した自由主義的政治原理がその妥當性を喪失した結果、個人と權力との媒介が見失はれたことを示すものにほかならない。

ハロウェルは、その著「イデオロギーとしての自由主義の沒落」(1)において、自由主義とファシズムの關係について、ドイツ自由主義の沒落の原因をナチ・イズムの攻擊に求めることは誤であり、自由主義の思想構造の內部的變化が、かえつて逆にナチ・イズムの思想史的背景をなしてゐることを明かにした。この著の中心的主張は次の如くである。Integral Liberalism（著者は近世初期の原始的自由主義をこのように呼ぶ。ロック、ルソー、グローチウス、フムボルト、カント、フイヒテ等がこの意味の自由主義者として考えられてゐる）においては、權力と個人自由との對立の問題は、超越的非個人的永久的眞理の存在に對する確信、個人と國家とを包含する自然的秩序への信仰によつて解決されてゐた。即ち、そこでは、個人は絕對的普遍價値を認識し、自己の傾向性＝個別的利益への志向を克服しうる理性的存在として

観念せられてをり、その故に法の下における自由が成立しえたのである。このように個人の理性と良心とが、主観的意思と客観的價値とを結合する能力を保有するかぎり、或は保有すると信ぜられるかぎり、自由主義は個人自由の確立の原理であると同時に、社會的統合の理論でもあつた。(2) しかし乍ら、實證主義的相對主義の浸透による自然法への信頼の消滅は、このような自由主義の integral な性格を徐々に崩壊せしめ、自由主義の主觀的契機と客觀的契機とを結合する媒介は見失はれるに至る。かかる媒介としての絶對的眞理の否定が結果するものは、個人及國家の實質的内容的拘束からの全面的解放であり、一方においては個人の側の、他方において國家の側の、客觀的價値に對する義務意識の喪失にほかならない、即ち、自由の主體は、理性的個人から物質的欲望の充足を求める個人へと轉化し、個人自由の内容は、傾向性に於て在る個人の自己主張にすぎぬものと化すると同時に、權力的拘束＝法の内容もまた相對的特殊的意思＝利益の表現にほかならず、拘束の可能性は法内容の正當性にではなく、權力の背後に在る社會力に依存せざるをえなくなる。かかる傾向を極限まで押しつめたものこそ、個人の側における無政府、權力の側における獨裁であり、この段階において自由主義は「自ら死に到らねばならず、かかる自由主義の廢墟に成立したものこそナチ・イズムにほかならない。」(3)

以上の如きハロウェルの考察の直接の目標は、原始的自由主義からナチスの擡頭に到るまでのドイツ自由主義の頽落の過程を思想史的に分析し跡づけることであり、現代において個人自由が遭遇する諸問題の檢討は必ずしも中心的課題とはされてゐない。けれども、その行論を貫くものは、個人自由の存續の可能性に對する絶望感であり、ドイツ自由主義の沒落の必然性を全ヨーロッパに於ける自由主義沒落の必然性に擴大し、現代における個人自由の運命をトする如き口吻を以てその著を結んでゐることから推論して、(4) この著書はまた彼の自由主義觀をも併せ示してゐると言うことができよう。彼の指摘する如き、「絶對的超越的自然法への信頼の崩壊、理性的人間觀に代る相對的經驗的人間觀の發生、權

力の個人の傾向性への追隨」は、すでに逆轉することをえない歴史的事實である。個人自由は消滅しなければならないのであらうか。

けれども、ハロウェルがこのようにドイツ自由主義の思想史的分析を越えて、現代に於ける自由主義の全般的運命にまでその結論を擴大しようとする意圖を明かにする場合には、彼の理論構成の主な素材となつたものが、すぐれて理性主義的なドイツ自由主義であり、その結果、客觀的超越的價値への信仰の崩壞が、直ちに自由主義の客觀的契機と主觀的契機との分裂を意味し、自由主義沒落の原因を爲すものとされてゐることが注意されなければならないであらう。彼によつて自由主義の integral な型態と考へられた原始的自由主義の特質は、國家秩序の形成者たる政府權力を所與的に前提し、これに對する超越的規範の制約によつて正しき支配 unpersönlich な支配を確保しようとする構想である。所與的に前提せられた政府權力に對する超越的規範の制約によつて「法の下における自由」を實現しようとするかかる構想は、現實には立憲君主制の支柱にほかならないのであるが、その論理は、窮極において個人自由の單なる要請たるに留らざるをえず、その實現の方法を提示しえないと言う點において、彼の言う如く integral なものではなくむしろ一の欠陷を內包するものであり(5)、またその成立が、市民社會が絕對制を克服して行く過程の一段階における政治構造を基盤としてゐると言う意味において、歷史的制約をもつものであつた。したがつて、原始的自由主義の保有してゐた主觀的契機と客觀的契機との分裂が現代における自由の危機の窮極的原因であると言う指摘は正しいとしても、その後における自由主義の思想構造の變化をその墮落の過程としてのみ捉え、その發展的側面を看過する彼の理解は、必ずしも問題の中心を衝いてゐるとは言ひえないであらう。彼の果した業蹟は、實は、原始的自由主義を以てしては、もはや現代の政治構造における個人自由を確保しえないことの證明にほかならず、その證明から直ちに「自由主義は個人主義的

世界觀を性格づける諸前提に依存してゐる。これらの諸前提が他のものによつてとつて代られる時には、自由主義そのものも、新しい前提により相應した理念の體系に道を讓らなければならない。[6]」と言う結論が導き出されうるものではなく、彼の考察が眞に示唆するものは、むしろ、自由の問題が新なる次元において理解され確保されなければならないと言うことであらう。現代の政治構造の下で提起される個人自由の問題の解明は、もとより完全に果されたと言うことをえず、混迷と分裂の裡に在り、このことがこのようなハロウェルの見解を必然的ならしめた所以でもあるのであるが、われわれは、彼とは全く異つた視點から個人自由の問題にアプローチした、最も現代的な意味における自由思想家の一人として、H・J・ラスキの名を擧げることができる。

ラスキはその全體系の基礎に、相對的經驗的人間觀を置く。彼によれば、人間とは、「それが共働して一の全人格のとして働くところの諸々の衝動の束」[7]にほかならず、個人の幸福は、これらの衝動の調和的滿足によつて到達される。法律とはかかる人間の欲望を充そうとする規則にほかならない。しかも、かかる「衝動の束」としての個人人格は、夫々の獨自の經驗によつて構成されるものである故に、いかなる先驗的理念によつても統一されえない窮極的な獨自性をもち、まさにその故に個人は自由でなければならないのである。[8]ラスキによれば、すべての正當な政治哲學の立脚すべき基本的前提は、個人人格の窮極的相對性の認識であり、[9]彼の自由論の基本的構造は、先驗的共通意思を前提することによつて自由と權力との古典的對立を迂回し、「法への服從、さらには强制的服從さえもが自由の精髓であると說くがごとき驚くべきパラドックス」を敢てした理想主義學派に對する、批判的對決を通じて構成されるのである。[10]

以上に指摘したことがらによつてだけでも、ハロウェルの所謂 Integral Liberalism と、ラスキの自由主義との對蹠性は明かであらう。ハロウェルにとつて自由主義を integral ならしめる根本的な要素であつた超越的絕對的價値への

信仰は、ラスキにとつては、個人自由の否定を意味するものであり、ハロウェルによつて自由主義頽落の原因と考えられた「欲望の主體としての經驗的相對的個人」から出發して、ラスキは逆にこれによつて個人自由を根據づけ、さらに進んで自由の危機を克服する方法と條件とを探つたのである。自由主義における、このような二つの人間觀の對立は、或る意味において、理性主義的なドイツ自由主義と、主觀的權利と客觀的法との相即關係の下に個人自由の問題を展開させて來たイギリス自由主義との差異に基くものとして、[11]その思想史的原因を縦の系列において理解することも可能であらう。けれども、ここでは、かかる對比は、ハロウェルが沒落の豫言を以て自由主義の考察を終えた、まさにその情況において、ラスキが個人自由の考察を始めてゐることを示すものとして重要であり、そしてこのことは、後に觸れるように、[12]ラスキが、現代に於ける政治構造の下で正しく個人自由の問題を捉えてゐることを示すものと考えられるのである。

ところで、前述のような彼の相對的個人主義によつて、われわれが第一に印象させられるものは、アナーキズムの理論であり、客觀的要素、統合の側面を欠いた個人自由の主張である。既に述べたように、個人自由が現實にもたらされるためには、單なる要請は無意味であり、それを方法的に實現する政治的構成理論が必要とされるのであつて、この構成理論こそ、まさに、政治思想としての自由主義の核心に位するものである。とすれば、ラスキの自由主義における統合の理論はどの様なものであつたのだらうか。彼にとつて、國家による統一とは何であつたのか、それは個人自由といかに關係するのか、さらに進んで、彼が統制的な社會主義を自由の名によつて要請しえたのは、どのような根據によつてであらうか。これらの問題を中心とながら、以下において、ラスキの自由主義の基本的構造およびその發展過程を分

析し、さらに、その理論構成に含まれる疑問點について批判的考察を加えることによつて、現代における個人自由の問題に一つの照明を與えてみたいと思う。

(1) John H. Hallowell, The Decline of Liberalism as an Ideologie, with Particular Reference to German Politics-Legal Thought, 1946.

(2) Ibid., Chaps. I, II, especially pp. 6—12, 35—39.

(3) Ibid., Chaps. III, IV, V, VI especially, pp. 71—73, 110ff.

(4) この著は次の如き一文を以て結ばれてゐる。「ドイツにおいて、ナチの獨裁を生ぜしめた如き諸力は、過去においても現在においても、ドイツだけに固有のものではない。國家社會主義・全體主義的獨裁は、單なる民族的地域的もしくは一時的な異常狀態ではなく、同樣の力が西ヨーロッパのすべての諸國家で活動してゐるのである。全體主義を發生せしめた精神的危機は、ドイツ文明に特有なものではなく、西ヨーロッパ文明に特有なものなのである。」Ibid, pp. 120—121.

(5) 國家意思形成の主體を超越的に國民の外に豫定する自由主義的政治原理—人民主權論を含めて—は、窮極において、個人自由の問題を、機能的國家意思對被支配者の關係においてしか捉えなかつたと言う點で、自由の主體としての個人の確立の原理として一の限界をもつものであると考えられる。尾形典男教授「近代國家と政治的自由」第三・四章特に四九・九八—一〇八・一一〇頁參照。

(6) Ibid., pp. 2—3.

(7) A Grammer of Politics, Fourth Edition, 1938, p. 22.

尙以下においては、ラスキの著書からの引用には次の略稱を用ひる。

Problem. The Problem of Sovereignty, 1917.

Grammer. A Grammer of Politics, Fourth Edition, 1938.

Liberty. Liberty in Modern State, New Edition, 1948.

Democracy. Democracy in Crisis, 1933.

State.　The State in Theory and Practice, 1934.

Introduction.　An Introduction to Politics, 1931.

Faith. 中野譯　Faith, Reason and Civilization, 1944. 中野好夫教授譯「信仰・理性・文明」

Reflections.　Reflctions on the Revolution of Our Time, 1943.

Foundations.　The Foundations of Sovereignty and other Essays, 1921.

(8)(9)(10)　個人人格の相對性および經驗による被制性については、Grammer., pp. 31—3, 260—3. Liberty., pp. 57—59. State., pp. 95—9. 165. Faith 中野譯・第七章參照

(11)　大陸における自由主義が、國家權力を所與的に前提し、これに對する制限ないし內容的規制によつて個人自由を確保しようとする方式をとつたのに對し、イギリスにおける自由主義が法內在的に個人自由の問題を發展させて來たことについては、尾形教授前掲書五九頁以下參照

(12)　本稿四參照

二　ラスキの自由主義の基本的構造

(1)　自由の概念

自由主義者としての、また政治學者としての、ラスキの主要な著作活動は、一九一七年の「主權の問題」[1]を以て始まり、「現代社會に於ける勞働組合」[2](一九四九年)に終る。この期間を、「政治學範典」[3](一九二五年)を以て大まかに二つに區切ることができる。「政治學範典」に先立つ時期は、彼が所謂、政治的多元主義者(プルーラリスト)として、主權論批判を展開した時期であり、これ以後は、數年の過渡期を經て、社會主義者としての體系を確立して行つた時代である。プルーラリ

ズムの本質は、國家主權の一元性と絶對性とを基礎づけんとする、ヘーゲル、ボサンケ流の主權論に對する、經驗的個人主義的立場からの批判であり、批判の窮極的目標が、集團的自由の擁護を通じての個人的自由の確保にあることは、屢々指摘されるところであり(4)、ラスキの自由主義の性格を探る手懸りは、先づ、プルーラリストとしての彼の著作に見出される。そこで、「政治學範典」を中心としながら、彼の自由主義の基本的構造を考察してみたい。「政治學範典」が、プルーラリズムから社會主義への過渡期的作品であり、また、これに先立つ諸著作と、この著との間には、「政治的多元主義」から、「多元的國家論」への移行が見られることが指摘されてゐるにも拘らず(5)、この著を中心として彼の前期における思想を考察しようとするのは、㈠「政治的多元主義」時代における彼の著作は、既成の統合原理たる Theory of Sovereignty の批判を中心課題とするものであり、したがつて彼自身の統合理論は未だ完成されてをらず、體系化された思想構造の分析は、彼の統合理論の完成、即ち「多元的國家論」の成立を俟つて、始めて可能であること、㈡この著書は、これに先立つ諸著作の完成であり(6)、理論の發展はあつても變質は見られないこと、㈢社會主義への傾向が見られるとしても、國家理論に關する限り、未だ階級國家論への移行は行はれず、プルーラリズムの立場が堅持されてゐること、等の理由に基いてゐる。

A Grammer of Politics において、ラスキは、自由の概念に、異質的な二種の規定を與えてゐる。その一は、所謂、自由の消極的規定である。

「私が眞に欲するものを獲得することが、私が最も眞實に自己自身になることであり、最も眞實に自己自身になることが自由の本質である。しかも、精神生活にとつて、基本的なことがらがもしあるとすれば、それは强制の存在し

ないことである。[7]」

「強制は、自ら欲したものとして歡迎されない故に、自由とは全く對立的な意味の、外部的拘束を意味する。それは、個人が自ら進んで參與することを欲しない經驗に彼を强制的に服從させることである。[8]」

「極端な場合においては、法への不服從と、それの課する刑罰の甘受とを決意することが私に許されてゐる。(中略)私の自由は、私が社會の他の人々と異つてゐる諸點を强調し、その差異に基いて行動することにある。[9]」

以上において、彼が自由と規定するものは、自己の欲することを爲すのに、外部的拘束の存在しないことであり、このような意味に考えられた自由は、一切の外的强制と、したがつてその集中的表現たる國家における權力的支配と、赤裸々な矛盾對立關係に立つと考えられる。後に觀るように、かかるラスキの自由概念を、その negative な polemic な性格の故を以て、十八世紀的な自然的自由[10]、もしくは、自由放任國家における自由のそれと同一視することは誤であり、その外面的類似性にも拘らず、ラスキの主張は、それらと歷史的內容を異にするものとして、彼の相對主義的・多元主義的立場からする主權論批判と關聯せしめて理解されなければならないものである。彼の批判の對象となつた、理想主義學派の Theory of Sovereignty によれば、個人自由と國家權力の對立關係は、次の樣にして解決される。すべての個人は、それについてあらゆることを知悉し、疑もなく自らそれを表現しうる樣な、real will を有してをり、しかもこの意思は、國家にその最高の表現を見出すところの common will の部分である故に、社會のすべての構成員を通じて、共通かつ同一のものである。かかる共通意思の體顯者たる國家は、われわれ自身を最高に表現するものにほかならない。個人の自由とは、最も眞實に自己自身であること、即ち real will に服從することである故に、國家への服從こそ、自由の本質でなければならぬと。國家の構成員のすべてに共通な意思を前提し、國家をこの意思の最高の表

現と虚構することによつて、國家への服從に個人自由の本質を見出さうとする、このような論理が、窮極的には、個人自由の犧牲において、國家權力の絶對性を基礎づけるものであることは、容易に推察しうるところであらう。したがつて、ラスキにとつては、相對的個人主義の立場から、かかる real will の存在は、われわれの經驗と根本的に背馳し、個人の real self は、いかなる統一を以てしても包括することをえない孤立した存在であることを主張することによつて、觀念論的自由主義の地盤を掘り崩し、自由と服從との必然的結合を切り離すことが必要とされたのであり、彼の概念規定の、消極的性格は、この様な事情との關聯において理解されなければならない。

しかしながら、たとへこのように解しうるとしても、彼の體系の前提が、個人人格の uniqueness を絶對視する相對主義であり、しかも、自由の規定がこの様に消極的なものであるとすれば、その自由主義は、單なるアナーキズムの域に留るものであり、自由と國家とは相互に否定的であり、兩者の積極的な關係を豫想することは不可能と考えられる。とすれば、彼の統合理論はどの様にして構成されるのであらうか。かかる自由の消極的性格と國家的統一とは、どのように關係するのであろうか。

ここで、彼が自由に與えた、もう一つの概念を檢討してみよう。

「自由とは、人々が、最善の自己となる機會をもつような雰圍氣を、熱心に維持することである。(中略) それ故、自由とは積極的なものであり、單なる拘束の欠如だけを意味するものではない。統制は、明かに共同生活の結果である。何故ならば、われわれは共通の規則なくしては、他人と共存しえないからである。重要なのは、創られる法が、私の追隨しうる、そして一般的に受け容れることのできる經驗を包含してゐなければならないと言うことである。(11)」

「法に對する服從の强制は、人を不自由ならしめるものではない。[12]」

「われわれの諸能力の充分な發展に必須である諸條件に基いて創られる國家は、その市民に自由を與へるであらう。[13]」（傍點筆者）

以上の如き、自由の概念規定は、㈠、ラスキが、自由を、拘束の欠如と言う消極的な形式面に於て捉える立場から、それを最善の自己を實現する機會の保障として、實質的內容的に考える立場へと移行してゐること、㈡、拘束の存在は必ずしも自由の否定を意味しないと考えられ、國家乃至法が、個人自由の保障のために果す積極的役割が豫想せられること、を示すとともに、㈢、個人自由が、國家乃至法に對してもつ、constructive な性格を暗示するものと言うことができる。先にあげた自由の消極的規定が、彼の自由主義の、權力に對する否定的な側面であるとすれば、權力と個人自由との積極的な相互關係を示す、第二の規定は、その積極的な側面を示すものと言えよう。

以上にみたことから明かなように、ラスキの自由主義は、かかる相互に異質的な二種の自由の概念を基底として成立する。このことはいかにして可能なのであらうか。法による强制と外的拘束の排除とは何故に對立せぬのか、自由が國家權力に對して polemic であると同時に constructive でありうるのは、いかなる理由によつてであらうか。このような異質的な二つの概念の上に成立する個人自由の考え方は、ラスキが、謂はば所與的に前提とするものであり、したがつて、われわれは、これらの疑問に對する意識的な解答を彼に期待することはできない。しかし、その故にこそ、この問題の解明は、彼の自由主義の性格を明かにする鍵であると考えられる。以下において、彼が A Grammer of Politics で展開した國家論の考察を通じて、この様な二つの自由の概念が、彼の自由主義の構造のなかで、結びつくことができ

た所以を明かにしたい。

（2） 國家權力と自由

人間を「共働して一の完全な人格となるところの諸々の衝動の束 (bundle of impulses)」として捉え、かかる衝動の調和的滿足に、人間行爲の窮極的目標を求めたところに、ラスキの人間觀の特色があることについては既に述べた。彼は、かかる人間を、それが欲望の充足を求めて行動するときに生ずる機能、及び、その機能を通じて結ばれる相互關係に置くことによつて、社會科學的に對象化し、そこから彼の政治理論を構成する。

彼によれば、近代社會において、個人は、その衝動のより完全な充足を求めるために、同じ目標をもつ他の個人と結合し、その結合の力を通じて自己の欲望の滿足を得ようと企てる。このようにして成立するものが、「一群の人々が共通にもつてゐる目的を滿すための社會的結合」(14)たる各部分社會 association である。そしてこの association は、「特定の目的を充すための人間結合」である故に、人間欲望の多樣性、共通目標の複數性に對應して、たとえば、勞働組合、辯護士會、藝術協會、宗教團體と言うように、多數存在し、全體社會 society は、かくの如く夫々の特殊目的を擔う association によつて多元的且聯合的に構成される。何故ならば、人格を構成する諸衝動は夫々に自己充足的なものである故に、これを先驗的な基準に從つて價値的に階層化することは、不當かつ不可能であり、したがつて各 association は、夫々にその獨自性と完全性を保有しなければならないからである。(15) ラスキにとつては、國家もまた、かかる多元的全體社會を構成する一單位としての、一つの association にすぎないものとして考えられる。彼が、國家主權の一元性絕對性を主張するヘーゲル・ボサンケ流の主權理論に對する鋭い反感を示しつつ、その多元主義を展開した「主權の問題」から

引用してみよう。「事物は、いろいろの仕方で相互に關係してゐる。けれども、すべてのものを包含し、包括する何ものも存在しえない。[16]」「部分社會の人格は本源的であり、部分社會が存在すると言う事實から生ずるものであつて、國家によつて與えられるものではない。[17]」「國家とは、人間が偶然にそれに所屬し、優越性を與える部分社會の一にすぎない。[18]」

ところで、このような、多元的全體社會の一構成單位である國家は、いかにして成立し、また他の部分社會とどのような關係に立つのであろうか。

既にみたように、各部分社會は、人格を構成する個々の特殊的衝動の機能に際して發生する、目的の共通性を通じて結ばれる人間結合であり、その意味で、各部分社會は、たとえば宗敎團體或は勞働組合と言うごとく、個人の特殊的欲求の充足を目的とするものであつた。けれども、この様な個人人格の特殊的機能に對應する部分社會の存在のみを以ては、人間の欲求のすべてに對應する社會機構が整備されたと言うことをえない。なぜならば、人間の幸福は、諸衝動の調和的滿足を俟つて、始めて到達せられうるものであり、個々の特殊的衝動は、夫々獨立に機能するものではなく、それらが調整され、調和を與へられることによつてのみ、全體としての人格 total personality の機能たりうるからである。したがつて、ラスキにおける個人人格の構造は、實は、單なる衝動の束につきるものではなく、かかる諸衝動の中核には、それらを調整し調和せしめて、a total personality たらしめるところの「自己」a self が存在するものと考えられた。[19] この「自己」は、いかなる特殊的衝動にも吸收されることのない a final unit であり、すべての特殊的衝動に over and above なものとして、それらの調整の機能に任ずるものであつた。かくて社會には二種類の意思が存在すると言はなければならない。即ち、一は特殊的衝動に對應する特殊的意志であり、いま一つは、a final unit とし

ての a self の意思である。前者の機能に於て結ばれる社會關係としては、各特殊的部分社會があつた。そして國家とは、後者の機能を媒介とする社會的結合であると考えられるのである。

人間の生存の目的が人格の實現、即ち特殊的欲望の調和的滿足にあるとすれば、特殊的欲望に對應する部分社會のみに、全體社會の構成を委ね、それら相互の間に生ずる對立抗爭を無政府狀態に放置することは許されない。「特定の職能は、完全な人間の實現と言う目標の傍らにあつては、常に制限された目的であるに過ぎず[20]」したがつて「われわれは、特殊的決定に對立する、普遍的決定の機關をもたなければならない。[21]」個人人格の內部に、a final unit があつて、諸衝動の調和を司るごとく、全體社會においても、特殊的部分社會の對立を、total personality の要請に對應しうるごとく、co-ordinate する機能が必要とされるのであり、この co-ordination の機能を擔つて成立する部分社會こそ國家にほかならないとされるのである。

ところで、國家が、特殊的部分社會の機能の調整に任ずるときに、その調整によつて確保すべき目的は何であろうか。それが、個人人格の核心に位する a self の要請であることは、すでに明かであるが、かかる形式は、具體的にはいかなる內容によつて充されるのであろうか。この點に關するラスキの見解は次の如くである。即ち、各人の人格は夫々に unique なものであるとしても、それを機能に於て捉えるときには、「少くとも最低のレベルに於て同質な要求もつ[22]」ものと考えることが可能である。「國家の中で、人々が出會うのは、人格としてであり[23]」「そこでは、彼らは、カトリック教徒でも、プロテスタントでもなく、また使用者でも勞働者でもない[24]」「國家は the level at which men are to live as men を支配するものであり、そこでは、人々は同一の要求をもつ[25]」のである。そして、この同一の要求とは、「消費者の利益[26]」「市民としての利益[27]」或は、より包括的に「それなくしては、各人が最善の自己となることのできない

社會生活の諸條件[28]」たる「諸權利の體系[29]」を内容とする。

以上が「政治學範典」を中心として展開せられた、ラスキの所謂多元的國家論の骨子であるが、これによつて、國家は、その構成員のすべてに共通する欲求たる「消費者としての利益」「市民としての利益」「權利の體系」の保障を目的として、合目的に組織せられた一の部分社會として、またその機能は、かかる目的の達成のための、特殊的部分社會の co-ordination に限定せられるものとして理解されてゐることが知られるであらう。彼はまた、國家は一の public service corporation にほかならないと述べてゐるが[30]、この表現は、彼の國家觀を端的に示すものと言えよう。

ラスキにおける國家は、以上の如き目的と機能とを擔うものであるが、かかる國家が、現實に意思し行動しうるのは、その代理人たる政府を通ずることによつてのみであることは言うまでもない。われわれが、その日常生活に於て直面する國家の實態は、したがつて、命令を發する少數の人間の團體たる政府にほかならないのである。このように、國家の權力的執行は現實には政府を通じてしか行はれえないと言うこと、しかもその政府を構成するものは少數の特定の人間にすぎないと言う事實から、一の重要な問題が生じて來る。即ち、政府による國家目的乃至機能の歪曲の問題である。ラスキによれば、政府を構成する少數の人間は、他のすべての人間と同様に、自己の特殊な經驗によつて與えられた獨自な價値觀によつて支配されてゐる。したがつて、彼らが、もつとも誠實に善意に國家目的を遂行しようとしてゐる時においても、彼らの決定する國家目的は、彼らをめぐる環境から抽き出された一連の假説によつて、不可避的に限定されるのであり、政府による國家意思の決定及びその執行には、政府構成員が、自己の特殊的な「善の觀念」を「全人類の common need」と同一視し、「自己の利益」を「社會的福祉」と同一視する危險、即ち、特殊的相對的眞理の

普遍的眞理への擴大の危險が不斷に內包されてゐると考えられるのである。かくては、政府による國家目的乃至その機能の歪曲は殆ど必然的であると言はざるをえないであらう。ラスキは、かかる政府觀に立つて、國家と政府は嚴密に區別されなければならず、國家の機能の規定は、政府の目的の規定にすぎないのであつて、この目的に對する政府の忠實性を確保する方法が、改めて政治學の中心課題として提起されなければならないことを强調するのである。(31)

ラスキの國家觀を考察するに先立つて提起されたのは、國家權力に對して否定的な自由の規定と、國家權力と積極的な相互關係をもつ、即ち國家權力によつて保障され、また他面それに對して構成的な性格をもつ自由の規定とが、彼の自由主義の構造のなかで、何ゆえに、またいかなる聯關を以て、併存しえたのか、と言う問題であつた。以上において明かにされた、彼の國家および政府に對する見解を、この問題との關聯において整理すれば、次の如く理解しうるであらう。

㈠ 個人自由に對する國家機能の積極的役割

即ち、ラスキによれば、國家とは、その構成員の common need の充足を目的として、個人によつて創設され、個人によつてその正當性を判斷される、一の合目的な部分社會であり、しかもその機能は、各部分社會の調整のみに限定されてゐる。したがつて、それはいかなる意味においても、個人を超越することをえない「個人の意思の組織體」にほかならず、さらに、その目的たる common need は「消費者としての、また市民としての個人の利益」であり「それなくしては個人が最善の自己となることをえない、社會生活の諸條件たる權利の保障」を內容とするものであつた。他方、すでにみたように、彼にとつて自由の本質は「最も眞實に自己自身になること」「自己の人格を實現すること」(32)即ち、人格を構成する諸衝動の調和的滿足に存し、自由の條件は、かかる自己實現の必要とする諸條件が、實質的に保障さ

れてゐることに、即ち、權利の體系の現實的保障にあつた。(33) とすれば、個人自由の實現のために、國家が積極的な機能を擔うものであることは明かであらう。國家による强制は、個人がその衝動の調和的滿足を得るために、特殊的欲求に對して自ら課する拘束を意味するものであり、したがつて、それはいかなる意味においても、個人自由の否定もしくは制限を含むものでなく、逆に、國家は、自由實現のための不可缺の條件と考えられるのである。

㈡ 自由の消極的性格

このように、ラスキの國家觀は、個人自由の實現のための、國家の積極的な機能を承認するものであつたが、同時にそれは、自由の消極的側面をも暗示してゐる。即ち、國家の目的を common need の充足に、その機能を部分社會の co-ordination に限定することによつて、彼は、それ以外の領域において、個人を國家權力の强制から全面的に解放してゐるのである。かかる領域における自由の條件は、まさに「拘束の缺如」として考えられうるであらう。もしも政府による國家意思の執行が、國家目的の範圍を逸脫するならば、(この場合、强制が、自由の對立者に轉化してゐることは、言うまでもない) 個人自由は、强制を拒否し、否定することによつて守られなければならない(34)のである。

㈢ 自由の構成的側面

先にみたように、國家は、その本來的な機能においては、個人自由と對立せず、むしろその實現のために積極的な役割を擔う。けれども國家の意思を決定し執行することによつて、現實に國家を機能せしめるものは、少數の人間の團體たる政府にすぎず、政府の實態たる少數の人間は、その價値觀の存在拘束性の故に、本來の國家の機能を歪曲する可能性を不可避的に內包してゐると考えられる。したがつて、政府は、個人自由と對立關係に立つ可能性をもつ。政府によるこのような國家機能の歪曲を避け、政府と個人自由との對立の可能性を解消するために、個人は常に自己の經驗を政

府に傳達する自由をもち、政府の偏向を防ぐことができなければならない。

以上において、先に提起した問題に對して一應の解答が與へられ、このことを通じて、ラスキの自由主義の基本的構造もほぼ明かとなつたと考えられるが、尙その特徴として次の諸點をつけ加えてをきたい。

(一) 自由は、孤立した諸範疇に分割することのできない、一の全體であると考えられてゐる。「私の生活は、それに於て私が調和的なものとしての完全な人格を實現しようと努める a totality である故に、自由は一の明確なる全體である。[35]」彼が自由を先づこの樣に全體として理解したことに伺はれる、ラスキの思想の歴史的性格については後述する。

(三(2)及び四)

(ｲ) この樣な全體としての自由は次の三つの局面をもつものと考えられてゐる。

(a) 個人的自由。個人的・私的な生活領域における行爲の撰擇の自由が、この樣に呼ばれてゐる。この局面においては、彼の自由は、國家權力の非干渉を意味して居る。たとえば信教の自由。[36]

(b) 政治的自由[37]、國家意思の構成に參與しうる自由である。この局面に於ける自由の性格は構成的である。尙、政治的自由が現實のものとなるためには、個人に自己の經驗の意義を正確に判斷し且つそれを活用しうるごとき能力を與へるに充分な教育、および公正なニュースの提供、さらに次に述べる經濟的自由の存在が不可缺の要件であるとされてゐるが、この點は、從來の民主的基本權の形式性を衝いたものとして、また後期における彼の capitalist democracy 批判の論據を提供するものとして重要である。

(c) 經濟的自由[38]。人格實現のための物質的條件の保障を意味する。先にみた「消費者としての個人の利益の保障」

と同義であり、この局面においては、國家の積極的機能こそ個人自由の條件である。ラスキの經濟的自由のこの規定は、從來の經濟的自由の概念、即ち、「個人の經濟活動に對する國家權力の非干渉」とまさに對蹠的である點が注意されなければならない。

(三) 更に、全體としての自由の保障のためには、分割せられた諸自由 freedoms が必要とされ、かかる freedoms は、國家による權利の體系の保障によつて結果されるものと考えられてゐる。[39] したがつて權利の體系は自由の條件を為すものであるが、それは次の如き諸權利を含んでゐる。就業權 right to work, insurance against unemployment 適正な賃金を支拂はれる權利 right to an adequate wage 合理的な勞働時間を要求する權利 right to reasonable hours of labor 經營參加權 right to a representative government in industry 教育を受ける權利 right to education 參政權 right to political power 言論、結社集會の自由、等。これらの諸權利が彼の自由の條件の複合性に對應して、或は自由權として、或は民主的權利として、或は社會的權利として多面的な性格を與へられてゐる。[40] 尙彼の權利觀が、權利を單なる個人自由の保障の條件としてではなく、個人がそれを通じて社會的福祉の增大に寄與しうる條件として理解してゐる點、即ち權利を functional なものとして考へてゐる點に著しい特色をもつことを附言しておきたい。[41]

(1) The Problem of Sovereignty, 1917.
(2) Trade Unions in the New Society, 1949.
(3) A Grammer of Politics, 1925.
(4) cf. Rockow, L., Contemporary Political Thought in England. pp. 131, 135.

(5) 尾形典男教授「主權概念について」思想一九五〇年九號、五九七頁參照

(6) Grammer, Preface to the First Edition.

(7)(8)(9) Ibid., p. 33.

(10) cf, Ruggiero, G. D., The History of European Liberalism, trans by Collingwood, R. G., 1927, pp. 350, 351.

(11)(12)(13) Grammer, p. 142.

(14) Ibid., p. 67.

(15) Ibid., p. 60. 尚部分社會の成立・機能・およびその自己充足性・ならびに全體社會の多元的聯合的構成については、Grammer, Chap. One IV, V, Chap. Two V, VI, Chap. Seven, II, IV, especially pp. 28, 37, 59—60, 66—67, 73, 255—8, 270.

(16) Problem, p. 10.

(17) Ibid., p. 272.

(18) Ibid., p. 19. cf Problem, Chap. I, Appendix A. and Foundations, The Personality of Associations (pp. 139—170) and The Pluralistic State (pp. 232—249)

(19) ラスキにおける人格の構造については Grammer, pp. 67—8.

(20)(21) Ibid., p. 67.

(22) Ibid., p. 69.

(23)(24)(25) Ibid., p. 70.

(26)(27) Ibid., pp. 69—70, 75—77.

(28)(29) Ibid., pp. 91, 95.

尚、部分社會としての國家の性格、その目的・機能・他の部分社會に對する關係等については、cf. Grammer, pp. 25—43,

57—65, 66—70, 72—77. 281—3, 131.

(30) Grammer, p. 69.

(31) 政府と國家の區別の必要性、政府構成員の價値觀に對する經驗の拘束等については、Grammer, pp. 70—71, 145. 尙この見解は「理論と現實における國家」においてより徹底して述べられてゐる。cf. State, pp. 23—25, 69, 111.

(32) 「自由の永久的本質と考えられるのは、個人の人格がその發展を權力もしくは慣習によつて妨げられないことと、個人がその諸衝動の調和的滿足を果しうることにある。」 Grammer, p. 102.

(33) Grammer, p. 144.

(34) cf, Ibid., pp. 85, 144.

(35) Ibid., p. 145.

(36) Ibid., p. 146.

(37) Ibid., pp. 140—8.

(38) Ibid., pp. 148—9.

(39) Ibid., p. 144.

(40) Ibid., Chap. Three, especially pp. 105—130. cf. Introduction, pp. 36—7. Liberty., Chap. One. IV.

(41) We have rights to safeguard our uniqueness in the vast pressure of social forces. But our rights are not independent of society.……We have them by reason of an *organization through which*, in the world as it is, the contribution of that uniqueness cass alone be made.……My claim comes from the fact that I share with others in the pursuit of a common need.……Rights, therfore, are correlative with functions. I have them that I may make my contribution to the social end. I have no right to act unsocially.……My rights are built always upon the relation my function has to the well-

being of society.…… I cannot have rights against the public welfare, for that, ultimately, is to give me rights against a welfare which is intimately and inseparably associated with my own. Grammer, pp. 94—6. 尙 pp. 39—40, 100. 參照。また、公益と私益との窮極的連帶性についてのラスキの確信は、その後も一貫してゐる。たとえば Liberty., p. 58. Reflections p. 176. 參照。

三　階級國家觀への移行と自由の問題

（1）階級國家と自由の問題

前章において檢討されたラスキの自由主義は、㈠個人自由の保證のための、國家機能の積極的擴大を肯定する點において、ブルジョア的リベラリズムを克服しつつ、㈡他方、國家の機能を、その成員によつて經驗的に構成された common need の充足の要請への對應に限定し、さらに國家と政府とを峻別することによつて、國家權力に對する個人の主體性を完全に留保してゐる點において、國家權力の絕對性を根據づけんとする觀念論的自由主義に鋭く對決し、㈢さらに、國家權力に對する構成的自由の要件を、政治的自由から社會的自由にまで擴大することによつて、傳統的民主制の視點の擴大を志すものであつた。この樣なラスキの自由主義の特質は、積極國家 positive state の權力と個人自由とを、經驗的・相對主義的個人主義の立場から架橋する論理として、その歷史的性格を規定しうると考えられるのであるが、この點については、後にあらためて考察することとする。（本稿四參照）

さて、かかる架橋の論理は、前章で跡づけたごとく、一應の成功を收め、國家は個人自由に對して積極的な役割を擔うものとして義證され、また個人は、國家權力に對する主體的自由を保障された。けれども、この論理には、一の假定

が含まれてゐると言はなければならない。すでに觀たように、個人自由と國家權力との間に、積極的な相互關係が存在しえたのは、國家が、各個人の共通の欲求の充足を目的として創られた合目的部分社會であり、その意味において、市民の意思の組織體なるが故であつた。とすれば、ラスキにおいて、自由の存續の可能性は、かかる意思の組織體としての、限られた目的と機能をもつ合目的部分社會としての國家の成立に、全面的に依存してゐると言はなければならないであらう。ところで、このような意味における國家の成立は、果して、現實に可能なのであらうか。彼が、多元的國家論として提示した、國家の目的と機能に關する理論は、國家の現實の分析なのであらうか、或は、國家に對する要請なのであらうか。それが國家の現實の分析であるとすれば、彼の個人自由の理論は、これを以て基本的な解決をみたと言うことができよう。けれども、もしもそれが國家の理想的形態の素描であるとすれば、問題は依然として未解決の領域を殘してゐると言はなければならない。

結論的に言へば、ラスキが、傳統的な主權的國家理論に對置せしめて、自己の多元的國家論を展開したとき、その對決が、國家の正當性に關する領域において行はれたか、或は國家の社會科學的分析に關する領域において行はれたかを、擇一的に判斷することは誤であり、彼の主張は、その二つの領域に跨つてゐたと解釋することが正しいと考えられる。彼の行論において、ほぼ同一の內容をもつ述部が、ある場合には、state must また他の場合には、state is と言う主部によつて率ゐられてゐるのは、彼の國家理論が、政治哲學としての側面と、政治科學としての側面とを併せ含むものであつたことを示すものであり、またこのことは、たとへば、次の引用にも端的に現はれてゐると言うことができよう。「基本的な問題は、すべての國家において、いかなる種類の制限にも服しない權力が存在すべきか否かと言うことである。けれども、何よりも先づ、そのような無制限な權力はどこにも存在しないと言うことを銘記せざるをえない。(1)」

即ち、彼の「主權的國家理論」に對する批判は、何よりも先づ、それが「われわれの經驗する事實と根本的に矛盾してゐる」と言う理由、即ち「主權的國家理論」が、國家の目的と機能の現實の分析において、根本的な誤謬を犯してゐると考えられると言う理由に基くものであつた。「主權的國家理論」が、各個人に分有され、しかも國家にその最高の表現を見出す「一般意思」「眞實意思」の觀念を前提としつつ、國家の主權的意思への服從＝個人自由の實現、と言う等式を定立することによつて、國家の主權的性格の根據を説明したことは、すでにみたところであるが、（本稿一〇頁）「眞實意思」の分有者として、個人を等質的に把握することも、また「眞實意思」の最高の表現を超越的に國家において見出すことも、二つながら現實を離れた觀念論的假説にほかならないものであり、したがつて、このような前提によつて、近代國家の性格を分析することは、もとより不可能と考えられる。ラスキはこの點を指摘して、次のように言う。

國家の行爲は窮極において「社會の眞實意思」real will of society の行使であると言う主張は、われわれの遭遇する日常的經驗に矛盾する。國家の意思は unified will ではなくて、相互に孤立的な separate wills が「目的の同一性に導かれて爲すところの、種々なる程度に於ける結合」[2]であり、個人意思相互の間には、それが機能するに當つての目的の同一性はありえても、意思そのものの同一性はありえない。[3]「主權的國家理論」によつて、主權的意思と言はれる國家意思の内容は、常に、社會において經驗的に構成される相對的價値によつて充されてゐるのがその實態であり、現實的な分析においては、「國家の意思とは、被支配者たる市民によつて是認される政府の意思」[4]にほかならないのである。政府は「權力への永遠の權利」を有するものではなく、それが權力の座に位置しうるのは、被支配者たる市民によつて課せられる拘束（その内容は system of rights）に服することによつて、その正當性への信頼を市民からかち得る限りにおいてのみであり、權力は、常に服從者の經驗的評價に服してゐるのがその實態である。したがつて、近代國家に

おける權力は、權利の保障を條件とする市民の信託として理解すべきものであり、所謂「主權的なもの」のごときは、いづこにも存在しないと。(5)

以上において、ラスキが主張するのは「國家が主權的存在ではありえないこと」であり、「觀念論的主權國家理論」に對する對決は、國家と言う社會團體の社會科學的認識を、問題領域として行はれてゐる。ここでは、われわれは、彼の多元的國家論を、國家の現實の機能の科學的分析として受けとることができよう。彼自ら言うごとく、多元的國家論は、まさに realistic view of the state(6) であつたのである。

このように、多元的國家論は、一方において、國家機能の事實についての分析であつた。けれども、他面、それは、さきに述べたことからも推察せられうるように、國家の存在根據・およびその制定する法の妥當根據の問題、即ち國家權力の正當性の問題に對する、個人主義的・自由主義的立場からする解答であり、その意味において、國家權力の服從すべき規範の提示でもあつた。たとへば、彼が、「もしも、市民が、彼を彼以外のすべてのものから區別する、自己の unique な經驗に、自分の判斷の源泉を見出すことができないとすれば、彼は創造的な個人であると言う意義をもつことをやめなければならない」(7)「その構成員の政府に對する無制限の服從を要求するごとき、絕對的主權國家の概念は、人間の利益と兩立しえない」、「眞の自由の理論は、觀念論哲學の前提の全面的否定の上に樹立される」(9)などと言うとき、彼の主張するものは、「國家が主權的であつてはならない」と言う要請である。ここでは、ラスキは、一人の思想家であり、その多元的國家論は、高度に、イデオロギーとしての性格をもつものとして、理解されるのである。(11)

このように、彼の多元的國家論は、政治哲學としての側面と、政治科學としての側面を併せ含むものであり、個人自由の促進者たる、合目的部分社會としての國家は、ほぼその完全な姿に於て實在するものと信ぜられ、この確信の故に、

彼は、積極國家と個人自由とを架橋する論理を構成しえたのであつた。この様なラスキの論理を支える基盤が、英國の傳統的デモクラシー國家であつたことは言うまでもない。けれども、多元的國家論が、少くとも國家機能の事實の分析としては、批判されなければならない弱點を内包してゐたことは明かである。國家權力が、個人もしくは各部分社會を、アプリオリに超越すると言う意味での主權的性格をもちえないこと、國家意思の形成及その執行に際して、無數の外的意思がこれを制約してゐることは、ラスキの指摘する通りであり、この點に關するかぎり、彼の國家理論が、一面の眞理を衝いてゐることは、異論のないところであろう。けれども、このことは、彼の國家機能の分析の全面的な正しさを裏づけるものではない。少くとも、次のような疑問は必至であろう。國家の pre-eminent な權力の機能は、單なる各 association の coordination に限られてゐるであろうか。またその機能は、國家構成員の common need への respouse, system of rights の保障を目的としてゐるであろうか。國家の實態は、public service corporation であろうか。總じて、國家は、彼の言う意味における、合目的部分社會、市民の意思の組織體として成立してゐるであろうか。われわれの經驗は否と答へる。一九二〇年に、所謂「デモクラシー論爭」を必然的ならしめた様な capitalist democracy の現實、わけてもその集中的表現たる、ファッシスト國家の擡頭は、彼の國家理論が、少くとも、國家の現實を解明する理論ではありえないことを示すものであつた。そして、ラスキがこのことを意識したとき、彼における政治科學と政治哲學とは分裂を餘儀なくされる。權力の正當性原理としての多元的國家論については、その後の變化を經過しつつも、少くともその基調たる、自由主義的・個人主義的・合理主義的立場は、一貫して貫かれてゐると言うことができる。けれども、現代國家の現實的性格については、新しいアングルからの分析の必要性が明かであつた。即ち階級國家論への轉向である。一九二五年の「政治學範典」の初版出版後、數年の過渡期を經て、ラスキは「危機におけるデモクラシー」「國家・

その理論と現實」等において、マルキシズムへの傾倒を示しつつ、現代國家の本質を、資本家の階級支配として規定する立場を確立した。彼が多元的國家論において、國家を、市民の意思の組織體として理解しえたのは、近代國家の民主的機構が、その構成員を國家と言う意思の組織體に結合する能力をもつことを確信してゐる故であつた。けれども、デモクラシーの統合能力は、すでに深刻な懷疑に曝されてをり、ファシズム、ボルシェヴィズムの擡頭が、その統合能力の破綻を端的に示すものであつたとすれば、デモクラシーの危機の實態とその原因とが、彼の考察の對象となつたことは當然であらう。「危機におけるデモクラシー」の主題は、capitalist democracy の實態の解明、即ち、capitalist と言う限定が、デモクラシーの統合機能をいかに阻害してゐるかの解明であり、この考察によつて、平等普通選擧に基く代表民主制を以て、すべての個人に平等な利益を保障する社會の創設を意味するものとなす、ベンサム流の主張は、「社會の經濟構造から抽象された政治制度の絶對的効用を假定するもの」として否定されるのである。

「政治的デモクラシーの主張は、經濟的體制が、それを支配するもの即ち經濟力の中樞機構を掌握するものの利益を表現するごとき、政治制度を生むものであることを看過した。[11]」

「資本主義社會では、（政治制度の如何に拘らず）主權は資本の所有者に歸屬し、彼らの利益において、慣習が統制され、立法が行はれるのである。[12]」

このような、ラスキの階級國家論は、「國家・その理論と現實」および、一九三八年「政治學範典」の第四版につけ加えられた「近代國家理論の危機」と題される序論（執筆は一九三七年）において、より體系的に展開されてゐるのであるが、國家の階級支配機構たる性格の指摘は、マルクス主義者を中心とする諸學者によつてより明快に行はれたとこ

ろであり、また、デモクラシーの危機に關する彼の所説も、一九二〇年代のドイツを中心とする「デモクラシー論争」の結論とほぼ内容を同じくするものである故に、ここではその詳説を避け、本稿の目的との關聯を限度として、次の諸點を指摘するにとどめたい。

(一) 國家の奉仕すべき目的の正當性によつて、直ちに所與の國家權力を義證することは、理想の國家と現實の國家との混同であり、國家に對する哲學的義證がわれわれに與えるものは、たかだか、國家行爲を判定する基準にすぎない(13)とされ、市民が、自己の經驗に基く判斷によつて、現實國家の機能の性格を常に檢討することの必要が強調されてゐる。(14)かかる主張は、「範典」においては、ほぼ確保されてゐた國家の理想と現實との一元的關係が、ラスキの裡で、二元的に分裂したことに對應するものである。もとより、國家の機能が、少數の人間の構成する政府によつて現實化されなければならないことの必然的結果として、權力的執行が、國家の正當な機能の範圍を逸脫する可能性を不可避的に內包してゐることは、「範典」においても主張されたところであるが、ここで言はれる國家の現實と理想との分離は、このような政府による國家意思の特殊的限定の結果としてではなく、次にみるように、階級社會においては、國民の社會的同質性の欠如の故に、國家意思は、政府による特殊的限定をまたずして、すでに特殊的な性格を有するものとしてしか成立しえないこと、階級社會においては、意志の統一體としての國家の成立は抑〻ありえないことによつて結果されるものと考えられてゐる點が重要である。即ち、生產手段が特定の階級によつて私有されてゐる社會においては、「生產の過程において各階級の占める地位の差異が、相互に對立する異つた利益と必要とを生ぜしめる。(15)」結果、階級對立が社會の基本的構造とならざるをえず、かかる社會構造のもとにあつては、國家が、階級的特殊的利益を超越して國民の common need を充すごとき、一般的意思の組織體として成立することは、不可能であると考えられてゐるのである。(16)

㈡　このように、階級社會においては、國家がその本來的な一般性、中立性を以て成立することが不可能であると言う事情に關聯して、現代國家の機能は次のように說明される。階級社會において、社會的諸關係を自己の有利に決定するためには、國家權力を獲得し、これによつて他の階級を壓服することが不可欠である故に、階級斗争は、國家權力の争奪戰に集中的に表現される。そしてこの戰に勝利を占め、國家權力を手中に收めうるのは、常に生產手段を所有する階級である。したがつて、階級社會における國家は、必然的に「生產手段を所有する者の利益のために、所與の生產過程を保障するための權力機構」たらざるをえず、すべての觀念的な粉飾をとり除くならば、現代國家の機能は、「ブルジョアジーにとつて一般的な諸事件を處理するための委員會[17]」の機能にほかならないのであると。

㈢　また、この樣な階級國家觀への移行には、プルーラリズムの時代には峻拒された、國家の主權的性格の容認が伴はれてゐる。即ち、ここでは、國家は「社會の部分であるいかなる個人もしくは團體に對しても、法的に優越する强制權力を所有することによつて統合される一の社會である[18]」と規定され、「日常的な事實に於ける國家は、自己の意志を最後的に遂行するための法的强制權限に依存する權力組織であり、そして終局的には、國家の所有する武力がこの遂行のための機關である[19]」とされる。そして、このような見解の變更は次のように說明される。「プルーラリズムの弱點は明瞭である。それは、國家の性格が階級關係の表現であることを充分に理解しえなかつた[20]」「もしも國家が主權的であることをやめれば、國家はこれらの諸目的（階級制度の諸目的、即ち現代國家に於ては資本主義的生產過程の維持）を實現する地位から退かなければならない。それ故、國家の優越性の主張は必然的だつたのである[21]」（括弧內筆者）つまり、プルーラリズムにおける國家機能の性格の認識の謬りは、ラスキ自らによつて指摘されてゐるわけである。

以上において、現代國家が、「範典」に展開された多元的國家とは、およその性格を異にするものとして認識され

てゐることは明かであらう。ここでは、もはや國家は、「市民の自由の保障のための合目的部分社會」とは異つた、市民の大部分にとつては、外的な强制權力として理解されてゐるのである。

彼が、一九三七年、「現代國家における自由」の再版に附加した序文において、「全世界を通じて、自由の保障が明かに弱化された[22]」と言う見解を示さざるをえなかつたことは、このような國家觀の變化に對應するものとして理解しうる。ラスキが個人自由と國家による拘束とを矛盾なく架橋しえたのは、國家が本質的には、個人自由の擁護者乃至促進者と考えられてゐた故であることは、すでに繰り返し述べたところであるが、かかる國家觀が崩壞するならば、個人自由と國家權力とは異つた關係に入らざるをえず、個人自由の條件もまた、その力點を異にせざるをえないであらう。

「近代國家における自由」の初版が書かれたのは、彼の階級國家觀の確立に先立つ一九三〇年であり、その背景をなす國家觀が、多元的國家論であることは、その行文に伺ひうるところである。したがつて、その論の大部分は、「範典」のそれと同一、もしくはその發展的論述であるが、自由の危機の意識は、「範典」に比して遙かに切實であり、彼の國家觀の推移の過程に於ける、自由に對する微妙な問題意識の變化を伺うことができる。以下、この點の顯著なものを指摘してみよう。

(一) 自由は「拘束の欠如」として消極的に規定され、「範典」にみられた積極的規定は退けられてゐる。

「自由とは、近代文明の中にあつて、個人の幸福を保障するに必要な社會的條件に、なんらの拘束が加えられないと言うことである。[23]」

「こうして、私はすでに一つの命題を主張してゐるわけである。即ち、まづ第一に私は、自由とは本質的に拘束の

存在しないことであると主張する。[24]」

「人々は、己が認めた領域で、その生活を外的規律によつて妨げられず、かつ何らの挫折感を抱かぬときに自由である。[25]」

㈡　國家による強制と個人自由との積極的關聯は、完全に見失はれてはゐないけれども、その結合に對する信頼は、「範典」に比して懷疑的である。たとえば「それ故こうした禁止制限（法）は、人々が自己の利益のために、一定の行動原理を社會的經驗から抽出して、その拘束に服しようとする試である。しかし、特定の政府の課する諸原則のすべてが、本來課さるべきものであるとは必ずしも言ひ切れない。ただ、われわれは次のようにしか言えない。つまり若干の原則は、それが賦課された場合、自由の核心と深く結び合さるものとなると。（中略）これこそ自治のパラドックスである。自由に對する或る種の制限は、かえつて個人の幸福を増進する。[26]」（括弧内および傍點筆者）

㈢　自由の要件としての權利の體系が、「範典」において見られたような functional な性格を失ひ、權力に對して polemic な自由權的性格において主張されてゐる。[27]

以上の指摘によつて、われわれは、國家に對する信頼感の減少に比例する、自由の消極的側面への比重の増大を伺うことができると言えよう。即ち、ここでは、國家と自由との積極的な相互關係は消滅し、國力權力が個人自由に對して、本來的に否定的性格をもつものと理解されてをり、このような個人の外に在る權力から個人自由を擁護するための配慮が、彼の主たる關心となつてゐることが知られるのである。ラスキが「範典」における自由觀の修正について述べた次の言葉は、この事情を端的に示すものであらう。「一九二五年には、私は、自由は、單なる否定的なもの以上のものと考えられたときに、もつとも有用であると考えた。私は今は、このことが誤であり、自由を拘束の欠如と考える古い

見解だけが、市民の人格を防衛しうると信じてゐる。[28]」

権力による强制を、個人にとつて外的なものとして捉え、これに對する、制限・否定・反抗を通じて個人自由の實現を圖るこのような見解は、すでに觸れたように、彼の國家觀の變化によつて、必然的に齎されたものであつた。しかしながら、個人自由の單なる消極性は、かつて彼によつて克服されたところであり、しかも、この克服が偶然的恣意的なものとしてではなく、積極國家の機能と個人自由との關聯をいかに捉えるかと言う、歴史的課題に正しく對應して行はれたものであることは、のちに述べるごとくであり、(本稿四参照)このことが、ラスキが現代的意味における自由思想家として、われわれの關心を惹く所以でもあつたのである。とすれば、われわれはこのような自由觀の變化を、彼の自由主義の發展よりもむしろ後退を意味するものとして指摘せざるをえないであらう。

けれども、このような後退は、必ずしも彼の自由主義の本質的變化を意味するものではなかつた。現代國家の階級性の認識は、一方においてかかる後退を餘儀なからしめたのであるが、他方においては、個人自由と積極的關係をもつべき國家的統合の方法を發見することによつて、「範典」に見られたような國家と個人自由との積極的相互關係を回復しようとする努力が試みられてゐるのである。

かつて個人自由の保障のために、積極的な役割を擔うものと考えられた國家權力が、ここでは、個人自由に對して本來的に否定的なものと考えられざるをえなかつた理由が、本來非特殊的・一般的意思の統合體たるべき國家が、現實には特殊的階級的利益の擁護者としてその一般性を失つたことにあることは、すでに述べた如くである。したがつて、個人自由の危機を回避する道が、國家をして一般的意思の組織體としての姿に立戻らしめる方法乃至條件の發見に求められたことは當然であらう。「デモクラシーの危機」「國家・その理論と現實」等は、すでに述べた如く、現代國家の機能

の實態を明かにすることを目的とするものであつたが、この目的はまた、本來非特殊的一般的性格をもつべき國家が、特殊的存在として成立する原因の考察を通じて、國家が一般的な意思の組織體と成立しうるための社會的條件を探究しようとする動機にも連るものであつたのである。

「もしもわれわれが、國家の作用を必然的に不公平ならしめてゐる諸條件を發見することができるならば、その發見は、少くともそれらを除去するための手段である。即ち、それによつて、われわれはいかにすれば國家が、公平な仕方で活動することによつて、その目的を最高度に發揮することができるかを知ることができる」(29)

そして、このように不可避的に國家の不公平な活動を齎す原因が、國家構成員の間に於ける價値觀の異質性、即ち階級利害の對立であり、さらにその窮極的原因が、生産手段の私有によつて結果される階級對立を基底とする資本主義的經濟構造であるとすれば、ラスキの自由主義の歸結が、生産手段の共有化を通じて階級對立を消滅せしめるごとき、社會主義社會建設の提言となることは明かであろう。ここで、多元的國家論と階級國家論との關係について、ラスキの試みた說明を引用しよう。

「私がここで述べたように、國家は不可避的に生産手段を所有する階級の道具となると言うことが、もし事實であるとすれば、多元主義者(プルーラリスト)の目的は階級なき社會でなければならない。そこでは、主權的强制權力の必要性が消滅し、したがつてその存在の餘地も消滅する。(中略)國家的强制の宏汎な裝置を必要ならしめるものは、これらの(生産手段の私有を原因とする)抗爭である。もしも抗爭の主な原因が、この樣にしてとり除かれるならば、社會の眞に聯合的な性格を制度的に表現するごとき社會組織を想像することが可能となり、そのような社會組織の下においては、權力はその形式においてもまたその表現においても多元的でありうるのである。(中略)多元主義者が試みたように國家

權力を制限するためには、われわれは、社會の階級的構造を破壞しなければならない。何故ならば、國家は生産手段を所有する社會階級の行政機關にすぎないからである。[30]」(括弧内筆者)

以上によつて、われわれは、階級國家論の時代における彼の自由主義の特徴を、國家の現實的機能に對する認識の變化に伴ひ、一方において、國家權力との關係における個人自由の性格については、自由の否定的消極的側面へと力點が移行したこと、および、他方、個人自由と積極的な相互關係に立つ國家の成立に關しては、その成立の方法を超えて、成立の條件にまで遡つて考察が進められたこと、に見出すことができる。

(1) Grammer, p. 56.
(2)(3) Ibid., pp. 30—3.
(4)(5) Ibid., Chap. One, IV, V, Chap. Two, especially pp. 55—7.
(6) Ibid., p. 29.　(7) Ibid., p. 31.　(8) Ibid., p. 64.
(9) Liberty, p. 51.
(10) cf. Grammer, Introductory Chapter, XI.　尙多元的國家論のかかる二面性について、堀豊彦教授「國家主權の絶對性」九九頁參照
(11) Crisis, p. 50.　(12) Ibid., p. 50.　(13)(14) State, p. 80.
(15) Ibid., p. 122.　(16) cf. Ibid., pp. 159—162, 167, 186—7.
(16) たとえば「國家は階級を超越するものではないとわれわれは主張する。國家は特殊的な諸利益を超越して、社會の全體的な利益の表現へと赴きはしない。(中略)國家は、市民が道德的存在としての自己の資格の充全な威嚴を維持するために主張する權利を實現しようと努めるものでもなく、また法や秩序を、それが(市民の)欲求の最大限の充足にとつて不可缺の條件だからと言う理

由で維持するものでもない。（中略）（資本主義社會においては）國家が資本家制度の必要とすることがらを防衞するであろうと言うことは、論理的な歸結である。」Ibid., p. 204. 尙 pp. 118, 159—162, 167, 186—7. 參照

(17) Ibid., p. 168. 尙、資本主義社會における階級對立については、pp. 123—4, 116—7, 119, 126, 143, 167 階級社會における國家機能については pp. 159, 162, 167, 172, 186—7, 204, 212. 參照。またかかる國家の階級性は、社會に階級對立が存在する限り政治的デモクラシーを以てしても克服しえないと言う見解については、pp. 129—131, 199—201, Grammer, Introductory Chapter 參照。

(18) Ibid., pp. 21, 159. (19) Ibid, p. 29.

(20) Grammer, Introductory Chapter xi. (21) Ibid. xii

(22) Liberty, p. 13. (23) (24) (25) Ibid., p. 48.

(26) Ibid., pp. 161—62. (27) Ibid., Chap. One, IV.

(28) Grammer, Preface to the Second Edition.

(29) *State., p. 160.* (30) *Grammer, Introductory Chapter xii, xiii.*

（本稿は一九五二年三月脱稿、本號および次號に分載するものである）